（参考様式9）

誓 約 書

年　　月　　日

海南市長　様

申請者　（名称）

（代表者の職名・氏名）

次の事項について誓約します。

1. 申請者が別紙のいずれにも該当しない者であること。
2. 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）、主たる事務所の代表者及び届出等に係る事業所又は施設の長若しくは管理者が、海南市暴力団排除条例（平成23年海南市条例第14条）第6条第1項第3号に規定する「暴力団関係者等」に該当しないこと。

○	別紙④:　介護予防・日常生活支援総合事業事業所向け

（該当に○）

（別紙④:介護予防・日常生活支援総合事業事業所向け）

介護保険法第115条の45の5

介護保険法第115条の45の5第2項に規定する介護保険法施行規則第140条の63の6

介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定事業者の指定）

第115条の45の5　第115条の45の3第1項の指定（第115条の45の7第1項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第1号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第1号事業を行う事業所ごとに行う。

2　市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が厚生労働省令で定める基準に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

（法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準）

第140条の63の6　法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

1　第1号事業（第1号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

ロ　（略）

ハ　平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準

2　第1号事業に係る基準として、当該第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）